

令和7年度能力開発 e ラーニング研修業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度能力開発 e ラーニング研修講座業務委託

2 目的

勤務場所や多様な働き方、業務都合にかかわらず、当県職員の都合に応じた研修機会を提供することで、当県職員が業務に必要な能力の開発・向上を図るため、インターネット上で受講可能な「e ラーニング」方式の研修業務を実施する。

3 期間

契約締結日 から 令和8年3月12日 まで

4 業務内容

(1) 受講環境の構築

発注者が指定する受講対象の職員（以下「職員」という。）が、インターネット上で受託者が運営する Web サイトへ接続し、e-ラーニング講座を受講するための学習管理システム（以下「システム」という。）を提供すること。

なお、システムの運用は、次の条件を満たすこととする。

ア 受講環境について

（ア）発注者及び職員がシステム上で動画視聴及び視聴履歴を閲覧するために必要な機能を有すること。

（イ）システムを利用することができる職員数（以下「システム利用職員数」という。）は、年間で 500 名以上とし、次のいずれかの条件を満たすこととする。なお、システム利用職員数は、講座を受講する職員数とし、発注者は含めない。

i 登録できるアカウント数が3の期間において 500 以上あること。

ii 登録できるアカウント数が3の期間において 500 未満であっても、他の職員にアカウントを付け替えることで、システム利用職員数が年間 500 名以上となること。

（ウ）職員が一般のインターネット回線によりシステムを利用できること。

（エ）職員に個別のアカウント（ID、パスワード）を付与し、各職員にメール等で通知すること。また、職員自身が自らの受講状況を確認できること。

（オ）システムログイン時に ID とパスワードを要求し、ログイン可能とすること。また、職員の申請に基づき、パスワードの再発行も行うこと。

（カ）一定期ごとに、メール等により、個別アカウントを有する職員に連絡を行うこと。

（研修の進捗状況や講座未受講者へ督促、新規又はおすすめ講座の案内等を想定）

（キ）パソコン及びタブレット等の情報通信端末での受講に対応していること。想定するブラウ

ザの動作環境は、次のとおりとする。

- i インターネットブラウザ Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox 他
- ii モバイル端末対応ブラウザ Google Chrome、Safari 他

イ 学習機能について

- (ア) 職員が Web ブラウザでシステムにアクセスし、コンテンツの視聴や学習が可能なこと。
- (イ) 学習の中断及び中断箇所からの再開が可能なこと。
- (ウ) ログイン後画面で視聴可能な講義一覧を表示し、選択指定を可能とすること。
- (エ) 再生速度の変更ができること。(0.25 倍から 2 倍の間で調整できることが望ましい。

ウ 研修管理について

- (ア) 発注者が各職員の学習履歴や学習状況を簡単な操作で抽出し、Microsoft Excel (CSV 形式) で出力・保存が可能な機能を有すること。

(出力情報例)

ID、職員名、所属名、研修名、学習済みコンテンツ名、学習の進捗状況、学習日時 等

- (イ) 発注者でアカウントの登録・更新・削除が可能なこと。
- (ウ) 受講者へのアンケートやレポート機能等、研修効果の確認に関する機能を有すること。なお、アンケート等の内容は、発注者と協議の上、決定すること。
- (エ) 職員からの質問や連絡事項を受け付け、発注者側からの回答が可能なこと。

エ 保守・サポート体制について

- (ア) 次の操作説明書(マニュアル)を提供すること。

- i 管理者向け機能に係る操作説明書
- ii 受講者向け機能に係る操作説明書

なお、システム上に資料を掲載し、必要に応じて閲覧する方式を認めるものとするが、その場合は掲載場所等を説明した資料を提出すること。

- (イ) 次のセキュリティ対策を講ずること。

- i SSL や TLS 等のプロトコルを使用して通信データを暗号化できること。
- ii 不正プログラムの感染防止の対策を講じること。
- iii システムのぜい弱性等をついた情報の改ざんや漏えいなど情報セキュリティインシデントの発生を防止するための、サイバー攻撃への適切な対策を講じること。また、運用開始後に確認されたぜい弱性については、改善を行うための措置を速やかに講じること。
- iv システムを運用するためのサーバーの所在国を明らかにすること。なお、上記のセキュリティ対策及び(5)のウ及びオの情報管理(以下「セキュリティ対策等」という。)を確実に確保するため、国内に所在するサーバーを用いることが望ましい。この点、サーバーが国外に所在する場合は、国内に所在する場合と同等のセキュリティ対策等が確保できることを明らかにすること。
- v システム障害の発生時には、発注者に対して速やかに報告が可能な体制が確保されていること。またその都度、処理報告書(原因の報告、処理方法、今後の防止策・対応等)

を発注者に提出すること。

(2) eラーニング講座の提供

ア 提供する講座数

200 講座以上とする。

イ 講座の編成

講座の内容は、次の観点に基づき編成すること。

なお、1 講座あたりの受講時間は、30 分以上とすること。ただし、30 分未満の複数の講座を一つの講座として統合してもよい。

(ア) 佐賀県版人事評価制度「標準的な職と標準職務遂行能力（行政職等）」（別紙）において示されているの各評価項目の能力開発に関連するものであること。

(イ) 実務能力の開発・向上に資するものであること。

(例) メンタルヘルス、リスクマネジメント、コミュニケーション、リーダーシップ、事務ミス防止、DX、知的財産、企業会計・決算書の読み方等

(ウ) 各講座の概要（研修のねらい、テキストの有無、所要時間等）を職員に周知するための説明資料（研修ガイド）を作成し、システム運用開始までに提出すること。

ウ 研修テキストについて

(ア) 研修効果の向上を図るべく、できる限り研修用のテキストを作成するよう努めること。なお、研修テキストは、必要な情報が端的に示されていることが望ましい。

(イ) 作成した研修テキストは、研修受講の際に受講生が閲覧又は印刷できるようにシステムに電子ファイルを掲載すること。

エ 合理的配慮について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年施行）に基づき、障がいのある職員の講座受講について、合理的配慮に努めること。特に、聴覚や視覚に障がいがある職員の研修への受講に支障がないよう字幕の表示などの情報保障に努めること。

(3) eラーニング講座の運用開始時期

各職員がシステムで受講可能となる運用開始時期は、令和7年7月下旬を想定している。

(4) 業務実施に当たっての留意事項

ア 業務実施に当たっては、円滑かつ効率的に進めるため発注者と密接な関係を保ちつつ作業を推進すること。また、作業の内容に疑義が生じた時は、発注者はその都度、状況の報告を求めることができるものとする。

イ 受注者は、本委託業務の遂行上知り得た情報、資料について第三者に漏洩してはならない

ウ 受注者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者と協議の上処理すること。

(5) 留意事項

ア 委託業務を達成するために必要な一切の経費は、受注者の負担とする。

イ 受注者は再委託をしてはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し

事前に発注者に報告し承認を得た場合は、この限りでない。

- ウ 受注者は委託業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。
- エ 受注者は委託業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- オ 受注者は委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- カ 受注者は別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。
- キ 委託業務に使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権を侵害しないようにすること。